

平成 19 年 1 月 26 日

金融庁 検査局総務課 御中

全 国 銀 行 協 会

**「金融検査評定制度」の一部改正（案）に対する意見の提出について**

今般、当協会では、平成 18 年 12 月 26 日に公表された標記案に対する意見を別紙 1 および別紙 2 のとおりまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげます。

以 上

## 金融検査評定制度の一部改正案への意見

全国銀行協会

| 項番 | 【コメントの対象】<br>別紙1または別紙2 | 該当頁および該当項目                                      | 意見  | 理由等   |
|----|------------------------|---|---|---|
| 1  | 別紙1                    |   | 金融検査評定制度の施行については、主要行も平成20年1月1日以降予告する検査を対象としていただきたい。   | 主要行については、平成19年4月1日から金融検査評定制度における評定結果を選択的な行政対応に反映させるとしているが、被検査金融機関においては、今回の金融検査マニュアルの改訂を踏まえた、組織変更、人員配置、周知徹底、定着度の確認等を実施し、リスク管理態勢の向上を図る必要があり、その準備期間が短すぎる。実情に配慮した準備期間の設定をお願いしたい。また、リスク管理は規模・特性を問わず、どの金融機関においても重要なものであるにもかかわらず、主要行とそれ以外の金融機関を区別する必要性が認められない。 |
| 2  | 別紙2                    | 10・13・16・19・21・23・26頁 「評定段階」                    | C評価の評定段階において、「経営陣等のリスクに対する管理能力は不十分」を「経営陣のリスクに対する取組みは不十分」に変更していただきたい。  | 「取組み」は客観的な材料に基づき双方向の議論ができるが、「管理能力」は客観的に判断し難いものであり、短期間の検査で「人の能力」まで評価できないのではないかと。   |
| 3  | 別紙2                    | 8頁（「3.顧客保護等管理態勢」）「評定における留意点等」の【基本的留意点】          | 2つめの●において、「評定を行うに当たっては、（中略）及び「Ⅱ.管理者による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、・・・とあるが、「管理者による」を「各管理責任者による」と修正する方がよいと考える。  | 金融検査マニュアルの表現と整合をとるため。（「顧客保護等管理態勢」のチェックリストでは複数の管理責任者を置くこととされている。）  |
| 4  | 別紙2                    | 20頁（「7.資産査定管理態勢」）「評定における留意点等」                   | 「資産査定管理態勢」においてもプラス要素・マイナス要素を明示していただきたい。   | 資産査定管理態勢だけプラス要素・マイナス要素のいずれの記載もないため、評価目線が分かりにくいと。  |
| 5  | 別紙2                    | 27頁（「10.オペレーショナル・リスク管理態勢」）「評定における留意点等」の【基本的留意点】 | 2つめの●において、「評定を行うに当たっては、「Ⅰ.経営陣によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢・ <u>事務リスク管理態勢</u> ・ <u>システムリスク管理態勢</u> の整備・確立状況」及び「Ⅱ.管理者によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢・ <u>事務リスク管理態勢</u> ・ <u>システムリスク管理態勢</u> の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、・・・とあるが、「・事務リスク管理態勢・システムリスク管理態勢」を削除する方がよいと考える。 | 金融検査マニュアルの表現と整合をとるため。（「事務リスク管理態勢・システムリスク管理態勢」については、「個別の問題点」に記載されている。）   |

## 金融検査評定制度の一部改正案への質問・確認事項

全国銀行協会

| 項番 | 【コメントの対象】<br>別紙1or別紙2 | 該当頁および該当項目                        | 質問・確認事項   | 理由等                 |
|----|-----------------------|-----------------------------------|---|---------------------|
| 1  | 別紙2                   | 総論                                | 各態勢において評定を行う上で勘案するプラス要素及びマイナス要素が記載されているが、プラス要素やマイナス要素として勘案する事象があったとしても必ずしも評定段階が1ランク上がるまたは下がる、あるいは、マイナス要素として勘案する事象があった場合には必ずC評価になる、ということではなく、「各態勢における管理態勢全般を踏まえて評価を行う」、という理解でよいか。  |                     |
| 2  | 別紙2                   | 6頁 「2. 法令等遵守態勢」、【マイナス要素】(2)       | 「不良債権額の不正確なディスクロージャーが認められ」と「当該不正確なディスクロージャーに意図性が認められる」とは「かつ」条件で結ばれ、双方を充足した場合にのみ「マイナス要素」となるという理解でよいか、確認させていただきたい。  | 明確化のため。             |
| 3  | 別紙2                   | 13～15頁 「5. 自己資本管理態勢」              | 現行の評定制度においては、検査後の自己資本比率と自己資本比率の乖離率に基づいた評定段階のマトリックスが記載されており、同マトリックスにおいて、「検査後の自己資本比率が8%以上で検査前後の自己資本比率の乖離率が10%以上の場合は原則C以上」等、とされていたことから、自己資本管理態勢に係る評定については、原則、検査後の自己資本比率と検査前後の自己資本比率乖離率に基づき定量的に判断されるものと理解していた。<br>今回の改正に伴い、①検査前後の自己資本比率乖離率が10%以上の場合はマイナス要素として勘案する、②検査後の自己資本比率が告示上の基準を下回る場合はC以下となる、ことが記載されているものの、同マトリックスについては記載がない。このため、検査後の自己資本比率と検査前後の自己資本乖離率に基づいた定量的な基準のみでは判定は行われたいという理解でよいか。 |                     |
| 4  | 別紙2                   | 18頁 「6. 信用リスク管理態勢」、【その他留意点】、1つ目の● | 金融検査マニュアル(改訂案)の「信用リスク管理態勢の確認用チェックリスト」で検証項目として明示されていない「金利(適正な貸出金利)体系の構築の評価」について、評定制度(一部改正案)の「評定における留意点等」に記載されているのはなぜか。また、当該留意点を検証する際の検証項目は金融検査マニュアルのどこに記載されているのか、教えていただきたい。  | 具体的な着眼点について確認したいため。 |